

養護老人ホーム寿荘 指定管理に係る募集要項



令和 7 年 8 月

本荘由利広域市町村圏組合

1. 趣旨

この要項は、本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が運営している養護老人ホーム寿荘について、令和7年3月に策定した「指定管理に係る基本計画」に基づき、指定管理先の募集に関して必要な事項を定めるものです。

2. 施設の概要

施設名	養護老人ホーム寿荘
所在地	由利本荘市水林457-4
構造及び施設面積	鉄筋コンクリート構造 2階建 建築面積 3,532.90㎡ 延床面積 4,780.19㎡ (1階2,939.05㎡ 2階1,841.14㎡) 敷地面積 9,080.97㎡
入所定員	一般 100名 短期 4名
設置年月日	設置 昭和44年11月21日（石脇地域） 改築 平成13年10月 5日（水林福祉エリア内）

3. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4. サービス内容

老人福祉法に基づく措置施設として継続・運営を継承することを基本とし、これに付加して介護保険関連事業を行うことは妨げません。

5. 応募の条件

（1）応募資格

次の①から⑦までの条件をすべて満たすこと。

- ①社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であって、現在、老人ホーム等の運営実績（指定管理者による運営も含む）があること。
- ②法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、組合における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- ④組合から指名停止処分を受けていない者であること。
- ⑤市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立をしていないこと。

- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員でないこと。

（2）運営内容の条件

- ①利用者に対する由利本荘市、にかほ市からの措置入所委託を継続すること。また、指定管理後も組合運営時と同様の公平性を保持し、各市と連携して低所得の高齢者や虐待を受けた高齢者などのセーフティーネットとしての機能を果たすこと。
- ②施設職員は、国及び秋田県の定める職員の資格要件を有する者を、国及び秋田県の定める配置基準により指定管理者が確保すること。なお、指定管理業務開始前において施設に勤務している職員に対して、雇用条件を明示のうえ、引き続き施設で従事することを職員が希望し、雇用契約に合意する意思を示した場合は、雇用契約を締結すること。
- ③指定管理者とは、業務引継ぎに関する協定書を締結後、業務開始に向けて速やかに施設職員の処遇に関する協議や引継ぎを行います。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

6. 利用料金等

（1）措置費収入等

老人保護措置費収入のほか、自主事業や不在者投票事務経費などの収入は、指定管理者の収入とします。なお、指定管理業務を開始する令和9年度までに措置費を改定し、約1割の増収となる見込みです。

（2）指定管理料

施設の管理運営業務を行うために要する経費は、措置費収入等を財源とするため、指定管理料は支払いません。

（3）修繕、備品修理及び更新

1件50万円を超える施設修繕、備品の更新及び修理については、原則として組合が費用負担します。ただし、複数の修繕等をまとめて1件としての取扱いはいりません。

7. 組合との協議

指定管理業務開始前に、指定管理者から運営方法の提案（契約入所の導入、入所定員の見直しなどを想定）があった時は、組合と協議のうえ、必要な施設整備ができるものとします。なお、施設整備に係る経費は、組合予算における所要額が確保され、かつ業務引継ぎ期間（令和8年度中）に限り、組合が負担することがあります。

指定管理業務開始後は、施設の安定的かつ効果的な運営について、指定管理者は組合と随時共有を図ることとします。なお、指定管理期間中における介護保険関連事業（特定施設入居者生活介護事業の導入や介護保険施設への一部転用など）の実施や施設譲渡については随時協議ができるものとします。また、介護保険関連事業を行うに際し、職員確保が困難な場合は、指定管理者の求めに応じて本組合職員（専門職）の派遣は可能ですが、派遣職員の人件費相当額について指定管理者から半額負担していただきます。

8. 募集及び選定スケジュール

項 目	時 期
募集の開始	令和7年9月1日（月）～
公募説明会・対象施設の現地見学会	令和7年9月19日（金）
質問の受付	令和7年9月22日（月）～ 令和7年9月26日（金）
質問の回答	令和7年10月1日（水）～
公募参加申込書の受付	令和7年10月6日（月）～ 令和7年10月17日（金）
申請書及び添付書類の受付	令和7年10月20日（月）～ 令和7年10月31日（金）
外部委員による指定管理者選定委員会 組合管理者による最終決定	令和7年11月中（予定）
選定結果の通知	令和7年12月中（予定）
指定管理者の指定の議決	令和7年12月議会（予定）
協定書の締結	令和8年3月（予定）
業務引継ぎ	令和8年度中
指定管理者による運営開始	令和9年4月1日

9. 応募手続き等

（1）応募に必要な書類及び参加申込書の受付

応募に係る様式等については、組合ホームページに掲載します。

また、応募の意思確認を行うため、指定管理者公募参加申込書（様式3）を受付場所へ持参（提出）してください。申込書を提出しないと、申請書等の提出はできません。
提出について、郵送を希望される場合は、事前に連絡ください。

受付期間は令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。正午から午後1時までを除く）。

（2）公募説明会・現地見学会

日時：令和7年9月19日（金）10：00～（1時間程度）

場所：養護老人ホーム寿荘（由利本荘市水林457-4）

説明会終了後、施設の現地見学会を行います。

説明会に参加する法人は、9月17日（水）17：00までに公募説明会参加申込書（様式4）を担当窓口までメール等で提出してください。

参加人数は各応募団体で3名以内とし、当日は本募集要項一式を持参願います。

(3) 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を、次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和7年9月22日（月）から令和7年9月26日（金）まで
- ②受付方法 質問書（様式5）を担当窓口まで、メール又はFAXにて提出してください。提出後は、確認の電話を入れてください。
- ③回答方法 質問に対する回答は、令和7年10月1日（水）以降、組合ホームページに一括して掲載します。

(4) 申請書及び添付書類の受付

提出書類については、応募書類一覧（別紙1）を参照してください。

①受付期間及び受付方法

令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。正午から午後1時までを除く）とし、受付場所へ持参（提出）してください。

※応募書類の提出について、郵送を希望される場合は、事前に連絡ください。

②提出部数

提出書類は正本1部、副本（写し）6部とします。

なお、組合が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

10. 応募に係る留意事項

(1) 接触の禁止

指定管理者の選定を行う、本荘由利広域市町村圏組合の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員、審査事務に従事する組合職員並びに関係者に対して、提案や審査について公平性を損なうような接触を禁じます。

(2) 応募書類の変更等の禁止

提出した応募書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

(5) 応募に関する経費負担

応募に関して必要となる経費は、すべて応募法人の負担となります。

11. 選定方法

(1) 選定方法

外部有識者等により構成された選定委員会において、応募法人から提出された事業計画書等の提案内容に基づき指定候補者の審査を行い、決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、点数が最も高い者を指定候補者として選定し、組合管理者が決定します。

また、2番目に点数が高い者を次点とし、第一順位の者が指定候補者としての資格を取り消された場合、第二順位の者が指定を受けるかについて組合と協議を行い、組合管理者が決定します。

(2) 審査方法

選定基準及び配点（別紙 2）に基づき審査を行います。

(3) プレゼンテーションの実施

令和 7 年 1 1 月に開催予定の選定委員会で、提案内容のプレゼンテーションを実施します。詳細については別途調整後、応募法人へお知らせします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募法人に通知します。

また、選定結果（応募法人名、指定候補者の概要、指定候補者として選定された法人の主な提案内容、審査結果等）は、組合ホームページで公表します。

1 2. 組合議会における議決

指定管理については組合議会の議決を要するため、これに係る議案を令和 7 年第 2 回組合議会定例会（1 2 月開会予定）に提出を予定しています。

1 3. 協定書の締結

組合議会における議決承認後に業務引継ぎに関する協定書を締結し、指定管理業務開始前に、指定管理に係る基本協定書を締結します。

1 4. 特記事項

指定管理期間中に本組合が解散となった場合、由利本荘市が指定管理を引き継ぎます。

1 5. 参考資料

- (1) 応募書類一覧（別紙 1）
- (2) 選定基準及び配点（別紙 2）

1 6. 担当窓口・応募書類受付場所

〒015-0871

由利本荘市尾崎 1 7 本荘由利広域行政センター 2 階
本荘由利広域市町村圏組合 事務局総務課

電 話 0184-23-2019

FAX 0184-23-4022

E-mail hyk-jimu@chokai.ne.jp

URL www.chokai.ne.jp/honyuko/ ※組合ホームページ

